

議案第 5 1 号

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 4 0 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しな なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 1 0 条第 5 項</u>に規定する器具の明細を記載 した書類</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しな なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 1 0 条第 4 項</u>に規定する器具の明細を記載 した書類</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該 当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書 類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第 1 0 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項</u>に 規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該 当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書 類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第 1 0 条第 1 項から第 4 項まで</u>に規定する要 件のいずれかを欠く者</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（営業所の設置等）</p> <p>第 1 0 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（営業所の設置等）</p> <p>第 1 0 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

<p>4 <u>浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士に規則で定める研修を受けさせなければならない。</u></p>	
<p>5 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>6 <u>浄化槽保守点検業者は、第1項から第3項まで及び前項の規定のいずれかに抵触するが生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</u></p>	<p>5 浄化槽保守点検業者は、前各項の規定のいずれかに抵触するが生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>
<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(1) <u>第10条第6項</u>の規定に違反して措置をとらなかった者</p>	<p>(1) <u>第10条第5項</u>の規定に違反して措置をとらなかった者</p>
<p>(2)~(5) [略]</p>	<p>(2)~(5) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けている者で、令和5年3月31日までに登録の有効期間が満了するものについては、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例による改正後のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第10条第4項の規定は、適用しない。